

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		副市長等の解職請求代表者証明書の交付		
根拠法令及び条項		地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 121 条		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 86 条 ・ 地方自治法施行令第 91 条第 2 項		
	基 準	地方自治法施行令第 121 条により準用される同令第 91 条第 2 項の規定により、選挙管理委員会が助役等の解職請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることを確認したとき。		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由期間 1 日 (機関名: 多治見市選挙管理委員会) 協議期間 1 日 (機関名: 多治見市選挙管理委員会) 処分期間 1 日		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				